

熊本市国際交流会館条例の一部改正について

熊本市国際交流会館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市国際交流会館条例の一部を改正する条例

熊本市国際交流会館条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「人材」の前に「国際交流及び多文化共生（国籍、民族等の異なる人々が文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。）に資する」を加え、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 各種相談、災害に係る対策等在熊外国人への支援に関すること。

第16条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、会館の設置目的を効果的に達成できる団体であって、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

(1) 会館の運営が、住民の平等利用を確保することができること。

(2) その事業計画の内容が、会館の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 国際交流及び国際協力についての十分な専門的知識を持つ人材を有していると認められること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

第17条を次のように改める。

（指定管理者の指定の手続）

第17条 市長は、指定管理者に会館の管理を行わせようとするときは、前条第2項に規定する団体を指定管理者の候補者として選定しなければならない。

2 前項の規定による選定の対象とされた団体が指定管理者の指定を受けようとするときは、指定の申請書及び会館の事業計画書その他規則で定める書類を提出し、市長と協議しなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議が調った場合は、議会の議決を経て当該団体を指定管理者として指定するものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第16条及び第17条の規定は、同日以後の指定管理者の指定について適用する。

##### (熊本市個人情報保護条例の一部改正)

2 熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第3項中「指定管理者の行う事務」を「指定管理事務」に、「当該事務」を「当該指定管理事務」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「指定管理者」の次に「及び前項の規定により当該指定管理者から公の施設の管理に係る個人情報を取り扱う事務(以下「指定管理事務」という。)の委託を受けたもの(以下「指定管理者等」という。)」を加え、「公の施設を管理するに当たって」を「当該」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、その管理する公の施設の管理に係る個人情報を取り扱う事務について、実施機関の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の委託をすることができる。

第37条第2項中「第12条の2第3項の」を削り、「指定管理者の行う事務」を「指定管理事務」に、「指定管理者文書」を「指定管理者等文書」に、「指定管理者が」を「指定管理者等が」に改め、「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第38条中「指定管理者文書」を「指定管理者等文書」に改める。

##### (提出理由)

国際交流会館に係る指定管理者の選定方法を公募制から非公募制に変更する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。